

## 1 介護給付と訓練等給付

身|知|精|難|児|者

障がい福祉サービスには、介護の支援を受ける「介護給付」、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」などがあります。詳しくは次ページをご覧ください。

介護給付は、サービスに該当する障害支援区分の認定を受けている必要があります。

なお、65歳以上の方は原則として介護保険が適用となります。詳細についてはご相談ください。

## 1 申請に必要なもの

①障がいの内容が確認できるもの（次のいずれか）

## 1) 各種障害者手帳

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳
- ・難病受給者証など対象疾患に該当することがわかる書類

## 2) 自立支援医療（精神通院医療）の受給者証

## 3) 精神障がいによる障害年金受給がわかる書類

## 4) 精神障がいの内容がわかる診断書

②介護給付費等支給申請書 ③世帯状況・収入等申告書 ④市町村民税等調査同意書

⑤市町村民税非課税証明書または課税証明書（登米市内に住所がなかった場合）

⑥収入額を証明するもの（施設等入所者のみ） ⑦印鑑

## 2 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

## 3 費用負担

利用者負担は原則として1割ですが、世帯の所得に応じた上限月額（1か月あたりの限度額）があります。生活保護世帯、市町村民税非課税世帯は無料です。利用者負担の他に、サービスの内容により食事代等の実費負担があります。

## 4 サービス利用の流れ 計画相談について

1 相談

2 利用申請

## 3 申請後の手続き等

- 心身の状況に関する調査
- 障害支援区分の認定 \*サービスの種類により必要 医師意見書が必要
- 「サービス等利用計画案」の作成・提出  
\*計画相談支援を利用する方法か、利用しない方法（セルフプラン）で作成

4 サービス支給決定

&lt;計画相談支援を利用する場合&gt;

- サービス担当者会議

- サービス等利用計画の作成

5 サービス利用開始

- 定期的なモニタリング

◇詳しくは福祉事務所生活福祉課障がい福祉係までお問い合わせください。

サービスの種類	サービス内容	対象となる方
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	身 知 精 難 区分1～6
	同行援護	身 知 精 難 区分不要 ・視覚障がいの方
	行動援護	身 知 精 難 区分3～6 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方
	重度訪問介護	身 知 精 難 区分4～6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方
	重度障害者等 包括支援	身 知 精 難 区分6 ・重度の肢体不自由の方 ・知的又は精神障がいで行動関連項目が10点以上の方
	短期入所	身 知 精 難 区分1～6
	生活介護	身 知 精 難 【通所の場合】 区分3～6（50歳以上の方は区分2～6） 【施設入所の場合】 区分4～6（50歳以上の方は区分3～6）
	療養介護	身 知 精 難 区分5～6 ・病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者（詳しくはお問い合わせください）
	施設入所支援	身 知 精 難 区分4～6 (50歳以上は区分3～6)
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	身 知 精 難 区分1～6 ・身体障がいの場合は、原則65歳未満の方
	就労移行支援	身 知 精 難 ・単独では就労が困難なため、就労に必要な知識や技術の習得等の支援が必要な65歳未満の方等

サービスの種類	サービス内容	対象となる方
訓練等給付	就労継続支援(A型)	身 知 精 難 ・就労移行支援を利用したが、就労できなかつた方など
	就労継続支援(B型)	身 知 精 難 ・就労経験があるが、年齢や体力的に就労が難しくなつた方など
	就労定着支援	身 知 精 難 ・就労移行支援、就労継続支援、自立訓練、生活介護の利用後に一般企業等に就職し、就労期間が6ヶ月を経過した方
	自立訓練(機能訓練)	身 知 精 難 ・地域生活を営むために、リハビリテーションの継続が必要な方等
	自立訓練(生活訓練)	身 知 精 難 ・地域生活を営むために、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方等
	宿泊型自立訓練	身 知 精 難 ・地域生活を営むために、生活能力の維持、向上等の支援が必要な方等
地域相談支援	地域移行支援	身 知 精 難 障がい者施設、精神科病院等を退所して地域へ移行する方
	地域定着支援	身 知 精 難 居宅において単身又は家族と同居であつても緊急時の支援が見込めない方
障がい児通所給付	児童発達支援	身 知 精 難 ・未就学の障がい児
	放課後等デイサービス	身 知 精 難 ・小、中、高等学校又は特別支援学校に就学している障がい児
	保育所等訪問支援	身 知 精 難 ・保育所等に通う障がい児
計画相談支援	利用計画作成	身 知 精 難 ・介護給付、訓練等給付、地域相談支援のいずれかを利用する方
	障害児相談支援	身 知 精 難 ・障がい児通所支援を利用する方